

令和2年4月30日

発 言 者	発 言 要 旨
原田委員	緊急経営改善支援金の申請手続きや、申請受付の開始時期の見込みはどうか。
商工産業政策課長	申請受付は大型連休明けの5月11日から開始する方向で、また、書面による申請のみとし、郵送による受付とする予定で調整している。
原田委員	雇用調整助成金の申請手続きは煩雑なことから、社会保険労務士による支援があったとしても、申請しないことが起きうるのではないか。また、助成金にも上限額があり、結局、事業者の負担が大きいことから、雇用調整助成金の利用が進まないおそれはないか。
雇用対策課長	国において、申請手続きの簡素化・迅速化を図っているほか、県では、社会保険労務士に相談窓口を設置してもらうことにより、事業者の申請手続きをサポートすることとしている。また、助成金の上限額（8,330円/日）については、国に対して、上限額の廃止や引き上げを要望していきたい。
関委員	雇用調整助成金の拡充の見通しはどうか。
雇用対策課長	雇用調整助成金の助成率はもともと3分の2であったが、10分の9に引き上げられたほか、休業要請を受けた場合には最大で10分の10を助成することが発表されている。
関委員	飲食店におけるパーティションの設置やテイクアウトの開始に係る費用に対する支援はどうか。
中小企業振興課長	ものづくり補助金や持続化補助金に特別枠が設けられ、優先採択や、補助率の引き上げが行われており、現在、国において、募集が開始されている。
山科委員	新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という）に係る無利子融資制度が創設され、信用保証協会による保証も付与されることとなったが、一部の業種では、信用保証協会からの保証が得られないと聞くが、実態はどうか。
中小企業振興課長	現在、政府のセーフティーネット保証の対象にならない業種として、風俗、金融保険、パチンコなどがあるが、4月24日付けで、経済産業省から、セーフティーネット保証の対象業種を拡大する旨の発表がされている。 詳細は5月上旬に公表されるようだが、政府系金融機関及び都道府県信用保証協会における融資・保証の対象業種の見直しも検討されており、パチンコなども対象に加えるようだ。
山科委員	県内の製造業の中には、中国から部品や原料を調達している企業も多い。中国において経済活動が再開されてきたが、県内の製造業への影響はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
工業戦略技術 振興課長	県内製造業者に対する直近の聴き取り結果では、約4割の企業が中国からの部品調達に依然として支障が生じていると回答している。中国で生産活動が再開されている状況はジェトロ（日本貿易振興機構）からも聞いているが、まだフル稼働には至っていないようである。
奥山委員	がんばる商店街応援事業は、緊急を要するものであるため、事業の計画、計画の審査・交付決定、事業の実施とするよりも、概算で補助金を交付し、事業終了後に精査する形の方が望ましいと考えるがどうか。
商業・県産品振 興課長	補助事業であるため事業計画を提出いただいた後に、補助金を交付することになるが、事業計画の策定や事業実施後の報告については、商店街の負担にならない形で進めて参りたいと考えている。
船山委員	商工業振興資金の申請件数と認定状況はどうか。
中小企業振興 課長	4月27日現在で認定件数728件、認定金額152億円、申請件数1,135件となっており、申請が多い業種は飲食業180件、建設業99件、小売業98件、製造業95件、サービス業80件である。 商工業振興資金の融資枠は約1,918億で融資を実施していく（①当初予算分：750億円、②県単独の無利子融資分：750億円、③政府による全国一律の無利子融資分：約418億円）。
船山委員	商工業振興資金の融資枠及び融資の見込み額はどうか。
中小企業振興 課長	融資の見込み額は、約1,640億円と想定している（①4月までの実績分：約167億円、②5～7月の見込み：約195億円、③8月以降の見込み：約1,280億円）。
船山委員	今回の補正予算案には、雇用調整助成金への県単独上乘せとして約19億円が計上されているが、予算規模の考え方はどうか。
雇用対策課長	リーマンショック後の平成21年度の全国の受給状況などを踏まえ補正予算額を見積もった。具体的には、当時の全国の従業者数6,286万人のうち約33%の方が雇用調整助成金の支給対象になった。 一方、中小企業庁の調査では、現在、県内の従業者は約32万人おり、先に申し上げた約33%の方が支給対象になると想定する（約10万8千人）。加えて、今般の県単独による上乘せ期間を6カ月間とすることも勘案して、補正予算額を見積もった。
船山委員	県内には雇用形態により雇用保険に加入していない労働者がたくさんいると思われる。こういった方々は、雇用調整助成金の支給対象から外れてしまうと考えられるが、支援策はあるのか。
雇用対策課長	国では、雇用調整助成金の支給対象者に週20時間未満労働のパートやアルバイトなどといった、雇用保険被保険者以外の方も対象に加える拡充を行っている。

発 言 者	発 言 要 旨
船山委員	<p>事業者が助成金制度を把握していない場合や、手続きが煩雑で事業者が申請手続きを行わない場合など、支援の手が労働者に届かないことも考えられるが、どのように対応していくのか。</p>
雇用対策課長	<p>申請を行わない事業者の把握などは困難であるが、労働局やハローワークとも連携して対応していきたいと考えている。</p> <p>県としては、コロナが収束した後に、再び人手不足とならないよう、今は雇用調整助成金を活用して雇用を維持していただきたいと考えている。</p>
遠藤副委員長	<p>緊急経営改善資金について、個人事業主は10万円であるが、店舗を賃借している場合は20万円とのことだが、店舗は所有しているが底地は賃借している事例や駐車場に使用している土地を賃借している事例もある。このような制度設計にしたのはなぜか。</p> <p>また、申請手続きはどのように進めていくのか。</p>
商工産業政策課長	<p>支援額や賃借している不動産の範囲については、他県の状況等を踏まえ設定した。申請受付は市町村の協力を得ながら進めていく。</p>
遠藤副委員長	<p>緊急経営改善支援金が一刻も早く事業者が届くよう、また、申請手続きが事業者の負担とならない形で進めてほしい。</p>